

建設技術者育成事業実施要領

(目的)

1. 次の世代を担う若者に社会資本整備の必要性・重要性について、周知し理解を深めることを目的に関係機関等と連携し講習会（実技講習を含む）及び現場見学会を行う。

(助成対象)

2. 中国地方に設置されている国土交通省省令が定める土木施工管理技術検定指定学科・専修学校等に定める学部・学科を対象とする。

(実施方法)

3. 実施方法は次のとおりとする。

①講習会は、建設事業に携わっている技術者を講師とする学生等を対象とした講習会

②実技講習会は、助成対象校が行う小、中、高校生を対象とする実技講習会等（例：ブリッジコンテスト）

③現場見学会は、中国地方で施工中等の社会資本整備を対象とした現場見学

実施を希望する学校は学校長名(高等専門学校については学科長、大学については学部長)で別添の実施計画書を提出し、承認後実施するものとする。(見積書の宛先は学校長とし、請求書の宛先は(一社)中国建設弘済会理事長とする。)また、実施終了後別添実施報告書を提出する。

なお、(一社)中国建設弘済会は必要に応じ現場見学会の見学場所選定等について協力する。

(助成経費)

4. 助成経費は次のとおりとする。

①講習会の経費は、1校年度当たり10万円を上限とし、助成経費の対象は、講師への謝金(1人1日当たり25千円を上限)とする。

②実技講習会の経費は、1校年度当たり20万円を上限とし実費とする。

③現場見学会の経費は、1学年当たり15万円を上限とし、助成経費の対象は、バス借上費とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点及び現場見学会候補地が遠隔地に限定されるなど、やむを得ず助成経費対象額が15万円を超える場合は別途協議とする。

(助成経費支払い)

5. 支払は実施報告書を精査のうえ(一社)中国建設弘済会が直接講師及びバス会社等からの請求に基づき支払うものとする。

ただし、上記によりがたい場合は別途協議とする。

(事故等に対する責任)

6. (一社)中国建設弘済会は事業実施に関わる事故等に対し一切責任を負わないものとする。

(その他)

7. 報告書の写真データについて広報活動等に活用するため、写真データの提供を依頼する場合もある。

※本事業は平成 24 年 6 月 1 日から実施する。
本事業は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
本事業は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
本要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
本要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
本要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

■建設技術者育成事業に関する問い合わせ、受付窓口

(一社)中国建設弘済会

(問い合わせ・受付窓口)

- 岡山支部 〒700-0922 岡山市北区東古松南町4-5
Tel 086-224-2431 Fax 086-223-4833
- 山口支部 〒747-0024 防府市国衙1-3-15
Tel 0835-22-6551 Fax 0835-22-6742
- 鳥取支部 〒680-0911 鳥取市千代水3-45
Tel 0857-37-3235 Fax 0857-37-3238
- 島根支部 〒693-0023 出雲市塩冶有原町5-9-1
Tel 0853-20-7133 Fax 0853-20-7131

(総合窓口)

- 本 部 〒733-0012 広島市西区中広町3-25-15
Tel 082-577-0006 Fax 082-577-0003

◇ホームページアドレス

<https://www.ccba.or.jp>

※)実施要項及び各様式は、ホームページに掲載されていますのでご活用下さい。